

背景

- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、旅館業における個人事業主の事業承継について、以下の対応が求められている。

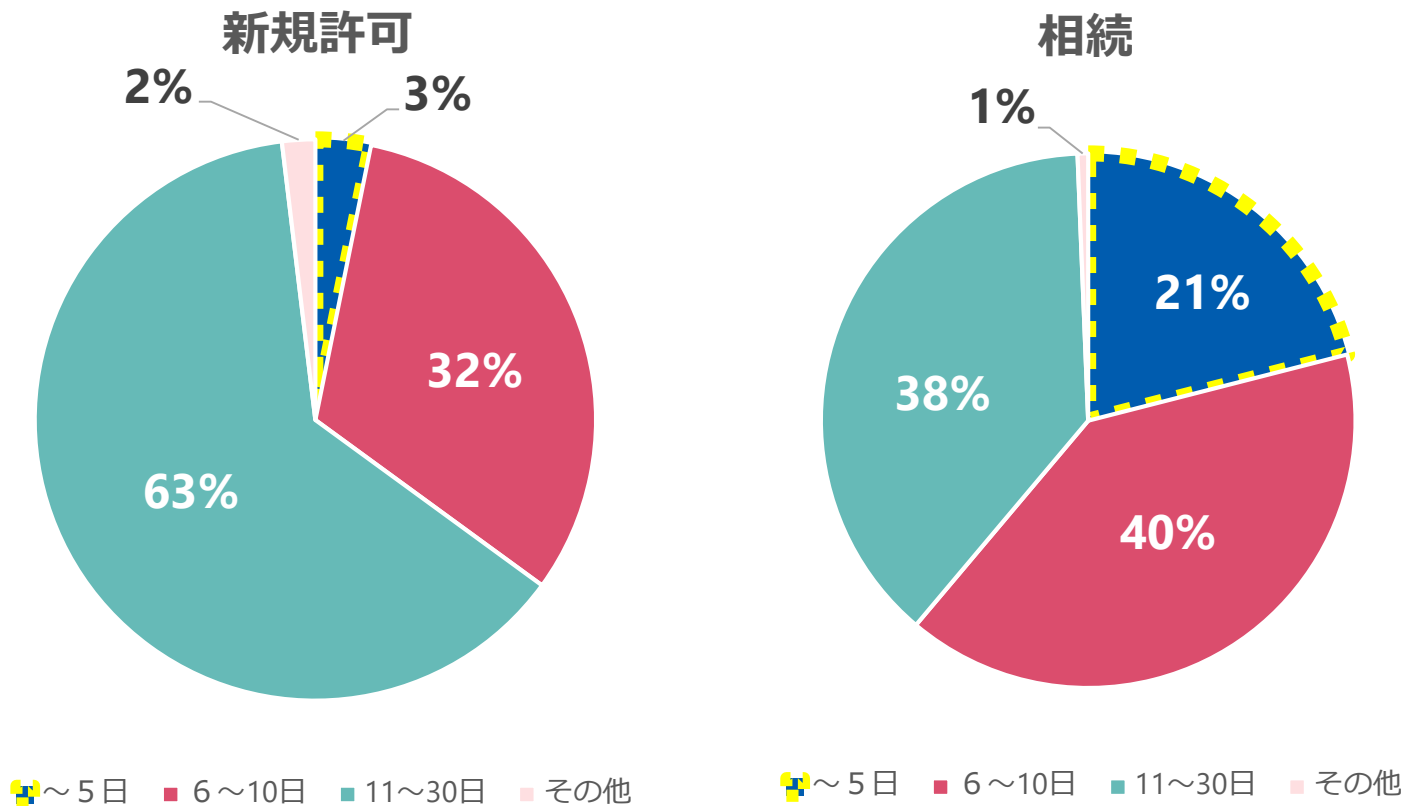
- (1) 省令改正等により、提出書類の簡略化・削減を行うとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行うなど、事業者負担軽減の観点から、手続の簡素化を実施。
- (2) 事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するため、法律案を国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現。

現行制度

- 旅館業法上、事業承継（事業譲渡）の手続に関する規定はない。
- 旅館業の「相続」については、営業者が死亡した場合、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事（保健所設置市長又は特別区長）に申請し、承認を受けなければならないものとされている。
【法第3条の3第1項】
⇒ 承認を受けた相続人は、被相続人の営業者の地位を承継。【同条第4項】
(※) 旅館業の営業者たる法人の「合併・分割」については、当該合併・分割について都道府県知事の承認を受けたときは、存続法人等が営業者の地位を承継。
- (1)について、令和2年7月に旅館業法施行規則の改正を行い、営業者から旅館業を譲り受けた者は、都道府県等への提出書類について、記載事項や添付資料の省略を可能としたところ（同年12月施行）。
(※) 営業許可申請書の記載の一部を省略し（「営業の種別」、「営業施設が構造設備基準特例の適用を受ける施設である旨」、「営業施設の構造設備の概要」のうち、変更がない事項の記載省略が可能）、また、当該申請書に添付する構造設備の図面について、構造設備に変更がない場合に限り、添付を省略できるものとした。

○ (1)の改正省令による手続簡素化に合わせて、保健所設置自治体（157自治体）に対し、事業承継に係る状況等（令和3年7月1日時点）について調査を実施。主な結果は、以下のとおり。

① 自治体において許可申請等の受付から許可等に要するおおよその処理期間

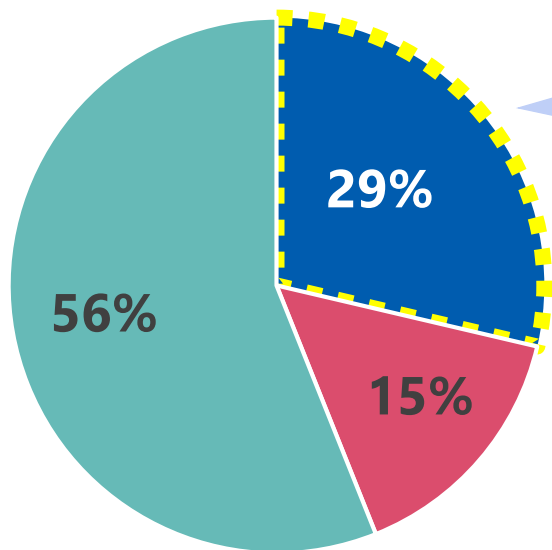


※処理期間に幅のある場合は、中央値により算出（例：「6日～10日」は「8日」で算出）
 ※処理期間は、開庁日のみ（土日祝日を含めない）に換算して算出

新規許可の処理期間に比べ、相続の場合の処理期間の方が大幅に短い。
 事業承継（事業譲渡）の手続を相続並みに簡素化した場合、処理期間の短縮が見込まれる。

② 今回の改正省令による手続簡素化の適用事例

適用事例の有無



■ 適用事例があった

■ 適用事例はないが、事業者等からの相談や問い合わせがあった

■ 適用事例もなく、事業者等からの相談や問い合わせもなかった

適用件数
全国128件

(適用によるメリットの具体例)

A 県	○旅館業・公衆浴場の両方の許可を取得している施設において、事業譲渡による新規申請が行われた。添付書類の種類・量が多い施設であったため、申請者の書類の準備の手間を省くことができた。
B 市	○添付書類や実地検査の省略、手数料の減額等、営業者にも行政側にもメリットはある。特に、旅館業では、生前事業譲渡につながった。
C 市	○旅館業の申請の際の添付書類が非常に多いため、省略規定を適用する事例が多かった。

全体として、適用事例においては、手続簡素化のメリット(特に事業者側)を実感しているとのアンケート結果が寄せられている。

③ その他の自治体からの御意見

【新たな枠組みによる事業承継の必要性】

- （現行は新規許可の枠組みでの事業承継となるため）実地検査の省略はできず、その場合、手数料の減額も困難。
- 手続上、事業譲渡を（現在法令上の規定がある）承継に準じて取り扱うことは、法令に明確な根拠がないと理解が得られない。

【新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応の必要性】

- 行政側の効果は限定的であるが、新型コロナウイルス感染症まん延下ということもあり、事業者負担については引き続き配慮されるべき。

【行政側による適正なチェックとのバランス】

- 許可取得から間もない施設であればまだしも、時間がかかり経過してから事業譲渡が実施された場合等は、現地調査は必須。
- 前営業者が許可申請を行った時期により、添付書類が異なる、あるいは、公文書の保存期間が過ぎているなどの理由で、添付書類を省略できない場合がある。
- 施設検査に支障が出ない範囲で添付書類の省略を行いつつ、事業者の手続負担の軽減化を図るというバランスを取ることが今後の課題。

対処方針

- 実態調査結果も踏まえれば、旅館業法上、「旅館業の事業譲渡を受けた法人又は個人が、その事業譲渡について都道府県知事等の承認を受けたときは、営業者の地位を承継する」といった（相続等と同等の）事業承継の手続簡素化に関する規定を新たに設けることが適当と考えるかどうか。